

14 狩 猟 税 表

区 分		税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	133	2,153
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	1	8
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	4	33
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	128	2,112
		所得割額の納付を要しない者	-	12	132
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2		
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2			
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	12	132	
	課税免除	-	1,178		
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1,178		
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-			
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	2	16
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2		
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2		
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
		所得割額の納付を要しない者	-	0	0
⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの		5,500円×1/4			
⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの		5,500円×3/4			
⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの		5,500円×1/2			
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの		5,500円×1/2			
㉒ 上記に該当しないもの		5,500円			
課税免除	-	38			
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	38			
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-				

区 分		税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	89	706
		㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
		㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	5	21
		㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	83	681
		所得割額の納付を要しない者	-	5	27
		㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2			
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	5	27	
	課税免除	-	922		
	㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	922		
	㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-			
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	27	72
		㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	14	
		㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-		
		㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	13	72		
① ~ ㉞ の 合 計		-	2,406	3,106	

(注) この表は、令和5年度において課税されたものについて、年度末現在で掲載した。